

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項で定める事業報告書等の提出を 3 年以上にわたって行わなかった法人について、同法第 43 条第 1 項の規定により、法人の設立の認証の取消しの行政処分を行いました。

1 法人設立認証取消し日 平成 22 年 12 月 2 日

2 取消しに係る法人

法人の名称	特定非営利活動法人高千穂の里
代表者	宮原 良一
主たる事務所の所在地	三島市萩 29 番地の 1
設立年月日	平成 14 年 5 月 13 日
特定非営利活動に係る事業	① グループホーム事業 ② ショートステイ事業

法人の名称	特定非営利活動法人 International Culture Support
代表者	森下 藤男
主たる事務所の所在地	島田市阿知ヶ谷 273 番地
設立年月日	平成 16 年 4 月 26 日
特定非営利活動に係る事業	① 文化交流・地域産業活性化のための外国人労働者支援事業 ② インターネットによる情報提供事業 ③ 生活の困難な世界の子供たちの支援事業 ④ 上記の目的を達成するために必要な事業

3 根拠

・特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁(静岡県知事)に提出しなければならない。

・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁(静岡県知事)は、特定非営利活動法人が、3 年以上にわたって第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

4 全国の様況(平成 22 年 10 月 31 日現在)

- ・特定非営利活動法人の設立の認証の取消し件数 622 件
(うち、静岡県が所轄庁の設立の認証の取消し件数 2 件)